

川崎市国民健康保険出産育児一時金委任払実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条並びに川崎市国民健康保険条例（昭和33年条例第15号）第5条及び第6条に規定する出産育児一時金に係る、支払いの特例（以下「出産育児一時金委任払」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれかを充たし、出産育児一時金の受領の権限を医療機関等に委任した者とする。

- (1) 出産予定日まで1ヶ月以内であること。
- (2) 妊娠4ヶ月（満12週、85日）以上であり、当該出産に要する費用について医療機関等から請求を受けた者であること。

(手続き)

第3条 出産育児一時金委任払の適用を受けようとする世帯主は、医療機関等から委任払の同意を得た上で、区長あてに、国民健康保険出産育児一時金委任払申請書（以下「委任払申請書」という。）により、次の各号のいずれかの書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者 出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類
 - (2) 前条第1項第2号に該当する者 妊娠4ヶ月（満12週、85日）以上であることを証明する書類及び医療機関等が発行する出産に要する費用の明細が記載された書類
- 2 区長は、前項の規定により、委任払申請書を受理した場合は、これを審査し、出産育児一時金委任払の適用の承認の決定をする場合は、承認通知書により通知し、又不承認の決定をする場合は、不承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 出産育児一時金委任払の適用が認められた世帯主は、出産後すみやかに区長あてに国民健康保険出産育児一時金支給申請書（川崎市国民健康保険条例施行規則第5条の規定による。）を提出するものとする。

(支払)

第4条 区長は、前条第3項の規定により、出産育児一時金の支給が決定されたときは、国民健康保険出産育児一時金委任払支給額決定通知書により当該医療機関等に通知するとともに出産育児一時金を支払うものとする。ただし、出産に要する費用の請求額が出産育児一時金以内の額の場合は、その額を委任払い額とし、残額は、世帯主に支払うものとする。

(取消し)

第5条 第3条第2項の規定により出産育児一時金委任払の適用の承認をしている場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認取消通知書によってその承認をただちに取り消すものとする。

(1) 出産日前に川崎市国民健康保険の資格を喪失したとき。

(2) 契約した当該医療機関等以外で出産したとき。

(委 任)

第6条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。